

令和4年度第118回船橋市開発審査会会議録

(令和4年9月20日作成)

1. 開催日時 令和4年8月10日(水)  
午後1時15分～午後3時00分
2. 開催場所 船橋市役所 職員研修所6階 601研修室
3. 出席者
  - (1) 委員 櫻井会長、大辻会長職務代理者、寺木委員、田中委員、中山委員
  - (2) 処分庁 岩渕建築部長、吉田課長、京極課長補佐、中川指導係長、  
西川審査係長、高橋副主査、浦上主任主事
  - (3) 事務局 森内課長補佐、秋庭相談係長、星主事、村田主事
  - (4) 審査請求人 審査請求人 計2名
4. 欠席者 なし
5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由
  - 第1号議案 審査請求について(口頭審理) 【公開】
  - 第2号議案 建築行為の許可について(提案基準22「社会福祉施設の用に  
供する建築物の建築」) 【非公開】(非公開の理由)

船橋市情報公開条例第7条第3号に定める不開示情報を審議することから、同条例26条第2号の「不開示情報が含まれる事項について審議」並びに同第3号の「公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、船橋市開発審査会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、非公開とする。
6. 傍聴者数 1人
7. 決定事項 第1号議案は、口頭審理を行った。  
第2号議案は、許可相当とした。
8. 議 事 別紙「令和4年度第118回船橋市開発審査会議事録」の通り
9. 資 料

第1号議案書

別紙 傍聴者配布資料

10. 会議録署名委員 大辻委員、田中委員

11. その他 次回の開催予定について  
第119回船橋市開発審査会については書面開催を予定しております。

12. 問い合わせ先 船橋市建築部宅地課内 船橋市開発審査会事務局  
(電話：047-436-2694)

## 別紙「令和4年度第118回船橋市開発審査会議事録」

審査請求 1 件目

### 【事務局】

ただいまから、都市計画法第50条第3項の規定により、審査請求に係る公開の口頭審理を始めさせていただきます。

なお、会議録を作成する関係で、この口頭審理は録音させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、櫻井会長よろしくお願いいたします。

### 【櫻井会長】

本日は、大変暑い中おいでいただきまして、ありがとうございます。

それでは、初めに審査会の委員をご紹介します。

私の右側から大辻委員、お隣が田中委員です。私の左側に寺木委員、そのお隣が中山委員です。私は、会長の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、船橋市開発審査会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、本日の審査会の会議録署名委員を大辻委員と田中委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

### 【櫻井会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより口頭審理を始めさせていただきます。

まず、審査請求人側の方のご住所とご氏名を申し述べてください。よろしく願います。

《審査請求人が住所・氏名を述べる》

### 【櫻井会長】

ありがとうございます。

続きまして、処分庁側の方の所属、職名、氏名を申し述べてください。

《処分庁が（建築部長・宅地課長ほか4名）職・氏名を述べる》

### 【櫻井会長】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまからこの口頭審理を円滑・迅速に行うに当たっての遵守事項

を審査請求人及び処分庁に申し添えます。

この公開による口頭審理は、本件審査請求に関する裁決を行うに当たっての前段階として行うものであり、今までの書面での主張について口頭にて陳述させ、必要があれば、その正確な趣旨や真偽のほどなどを直接確認し、または釈明を求めることにより、審査請求人らの手続上の権利保障を厚くし、さらに公開により審理の公正妥当を期するために行うものであります。

そして、本審査会では、審査請求書、弁明書の各書面については読んでおります。つきましては、今までの書面での主張を補完する事項で申し述べたいことについて陳述していただきます。

また、相手方への直接の質問はできません。また、発言に当たりましては、私の許可を得て、氏名を述べてから発言していただきたいと存じます。

また、本件口頭審理は約40分程度を予定しておりますので、要点を整理し、簡潔に申し述べてください。

今日は傍聴人の方はいらっしゃらないですか。はい。

それでは、これ以降の進行につきましては大辻委員、よろしくお願いいたします。

**【大辻委員】**

はい。

最初に、船橋市開発審査会から審査請求人Aにちょっとお伺いしたいことが何点かあります。

**【審査請求人A】**

はい。

**【大辻委員】**

審査請求人Aが作成された審査請求書の控えはお持ちですか。

**【審査請求人A】**

あっ、今日は持っていません。

**【大辻委員】**

ああ、持っていません。分かりました。

じゃ、ちょっと口頭で読み上げますので、確認させていただきたいと思います。

まず、審査請求の趣旨なんですけれども、令和4年5月30日付の船橋市宅指令第17号で船橋市長がした武田不動産株式会社と第一建設株式会社に対する都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可処分、これの取消しを求めるということで、よろしいですか。

**【審査請求人A】**

はい。

**【大辻委員】**

審査請求の理由に書かれていることについて確認をしたいんですけども、書かれている内容としましては、現行の開発計画には、隣接地に土台基礎の高い建造物が建つことになり、審査請求人A宅の宅地の日照と室内採光が非常に悪くなることなどから、精神的苦痛を長年被り続けることが懸念される。よって、貯水池の位置を含め、排水設備設計の変更、当方から見て南側を全面覆わない向きでの建築建造に変更等を求めるとともに、現行の開発計画許可処分を取り消すことを請求すると書かれております。

特に後段で、その変更等を求めているという記載があるんですけども、これは、今、許可が出ている開発許可処分を取り消した上で、ご主張されているような設計を十分に取り入れた新しい開発処分を要求されるという趣旨でよろしいですか。

**【審査請求人A】**

そうですね。要点を言えば、南に建つこと自体に反対しているのじゃなくて、今の計画での許可であれば、それを取り消してくださいということです。

**【大辻委員】**

つまり、この審査請求では開発許可処分をまず取り消してほしいと、そういうご趣旨でよろしいですか。

**【審査請求人A】**

それ以外に何か選択肢はありますか。

**【大辻委員】**

それ以外にないので、要するに取消しを求める。変更するというその処分をする採決はできないものですから、法律上。

**【審査請求人A】**

そうですね。なので、内容としては、変更を求めるがゆえに許可をまずは取り消してほしいということです。

**【大辻委員】**

まずは取り消してほしいと、そういうご趣旨ですか。はい。了解しました。

**【審査請求人A】**

はい。

**【大辻委員】**

もう一つなんですけれども、審査請求の理由というのは、本来は対象の処分、開発許可処分が違法であるとか、不当であるとする具体的な事実関係とか、その法的根拠というのを述べていただく必要があったんですが、これに対して、ですから例えばなんですけれども、その開発許可処分が違法であるということで、許可したことで審査請求人の権利が何らかし被害されると。それによって精神的苦痛を被るといような主張が考えられるんですが、審査請求人の書かれている申請書の理由としても、例えば排水計画のこととか、そういう意見もここに書かれているんですけれども、排水計画とか、あるいは建築計画の基準に適合しないのに許可されたことで、審査請求人Aの宅地の日照とか室内採光といった居住環境、そういった権利が侵害されるというご主張でよろしいですか。

**【審査請求人A】**

実際には、法的にはどうなっているのかということは、建築上のこととか、私は全く分からないので、その権利も不当かどうかということは、私には分かりません。

**【大辻委員】**

分からない。うん。

**【審査請求人A】**

はい。それと、仮にここが違法でしょうとついたらところで、今度、私以上の知識を持って建築家の方たちがやっていると思うので、幾らでもこんなので大丈夫ですということは、きてしまうと思うのではと思います。

**【大辻委員】**

確認したいことは、今回の開発許可の内容に係る排水計画とか建築計画のままだと、審査請求人Aの居住環境というかが要するに具体的に悪影響を受けるということをご主張されたいということよろしいですか。

**【審査請求人A】**

はい。そうですね。

**【大辻委員】**

分かりました。確認事項は以上です。

そのほか、審査請求人Aのほうで、審査請求書の内容について補充をすることで何かおっしゃりたいことはありますか。

**【審査請求人A】**

とにかく私が言いたいのは、宅地計画は多分いろんな建て方があると思うんです

ね。例えば今回の計画じゃなくても、建て方じゃなくても、貯水池を変えとか、配管を変えとか、私、分からないんですけども、そういういろんなやり方がある中で、採算を取るためにいろんな土地が買えなかったとか事情があるかと思うんですけども、そういうそちらの建築会社等そっちの事情、費用とかの工夫を一切せずに、うちとお隣の2軒だけの採光をどーんとか規制することによって、採算を取るという計画は、長年住んでいる身としては、すごい嫌だなという気持ちはあります。

**【大辻委員】**

以上でよろしいですか。

**【審査請求人A】**

はい。

**【大辻委員】**

では、次に処分庁のほうから、弁明書等の内容について補完をする事項で何かおっしゃりたいことがあればお願いします。

**【処分庁】**

宅地課指導係長です。

特に弁明書の内容に関しましては、補完する内容はございません。

以上です。

**【大辻委員】**

ほかの方もよろしいでしょうか。はい。

ただいま請求人側と処分庁側から意見陳述がありましたけれども、各委員から、請求人、または処分庁に対して質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。はい。分かりました。

審査請求人Aから、ほかに何かおっしゃりたいことはありますか。

**【審査請求人A】**

そうですね、弁明書を見てみたんですけども、多分法律的にどこをつつかれてもいような形で弁明書を作成していると思うので、このくらい長くなっているんだと思うんですけども、私、読んでも趣旨がよく分からないんですが、ちょっとどういうことを要約すると言っているのか、教えてもらってもよろしいですか。

**【大辻委員】**

あっ、直接ちょっと質問は、申し訳ない。その弁明書の内容を要約してほしいということですか。

**【審査請求人A】**

そうです。要旨を教えてくださいということですが。一生懸命読んでも、多分法律的な、こう何ていうか、どこをつつかれても大丈夫ですよというためだけにつくっているという感じがして、多分、私の聞きたいことには結局何て返ってきているのかという状況が、申し訳ないんですけども、一生懸命に読んだんですけども、要旨がよく分からなかったんですが。あの・・・

**【大辻委員】**

えーと、どうでしょう、処分庁のほうで、弁明書の訳、簡単におっしゃっていただくことはできますか。

**【処分庁】**

はい。宅地課指導係長です。

まず、弁明書に書いてある内容がよく分からないということ、陳述ですけども、弁明書とは、審査請求に対して許可した処分庁が、まず、船橋市開発審査会に処分の内容が正当であるということを弁明しなければならないと思うので、直接審査請求人に対して、分かりやすく弁明したということではございません。

本案前、いわゆる前提条件、審査請求時の適格判断という、本案で実質的な排水や造成についての弁明をしております。詳しく述べますと、まず、審査請求人適格というものは、行政事件訴訟法というもので共通解釈しております、行政事件訴訟法の第9条第1項及び第2項の内容によります。

その内容というのは、法律上の利益という解釈で、法律、審査請求人、審査請求人Aのほうから出ている審査請求に関しましては、排水計画、都市計画法第13条3項の3号という形になるんですけども、この内容が違法あるいは不当ということにより、審査請求人の法律上の利益が侵害される、あるいは侵害されるおそれがあるという前提の下で、まず審査請求人適格かどうかという判断をいたしました。

審査請求人適格の判断というのは、先ほど申しましたように法律上の利益を有するかという前提になっておりますので、その解釈としましては、行政事件訴訟法第9条第2項の判断というふうに解釈をしたということです。

続きまして、本案ということになるんですけども、こちらのほうに関しましては都市計画法、いわゆる都市計画法の排水の項3号が違法あるいは不当にあるかということで、どちらも法に関しましては、処分庁としましては違法ではないという弁明書でございます。

以上です。

**【大辻委員】**

今のでよろしいですか。



【処分庁】

はい。

【大辻委員】

請求人から、ほかに何かありますか。

【審査請求人A】

もう一回整理すると、適格の判断では、適格かどうかというのには当てはまっていないということですか。

【大辻委員】

お願いします。

【処分庁】

宅地課指導係長です。

審査請求人不適格という判断がなされております。

【審査請求人A】

じゃ、もう一個、違法ではないということなんですか、どういうことですか。

【処分庁】

宅地課指導係長です。

違法ではないという判断をしているところです。

【大辻委員】

趣旨としては、分かりましたか。

【審査請求人A】

はい。

【大辻委員】

ほかに何かありますか。

【審査請求人A】

この後、どういうふうな流れになっていくんですか。

【大辻委員】

この後は処分庁のほうからまた意見とか何か聞いた上で、審査としては文書を出すようになります。

**【審査請求人】**

じゃ、処分庁としては、処分は開発許可が違法でなければ、処分オーケーということで出す係ということですかね。処分庁の存在感が分からないんですけれども、開発許可を出したところということですかね。

**【大辻委員】**

はい。だから処分庁というのは、だから要するに開発基準を満たしていれば、その処分を許可しなきゃいけないんですね。

**【審査請求人A】**

そうですね。ああ、それはよく分かるんですけれども、例えばこういう件の場合、少数の、いろんな方法があるのに、少数の犠牲の上に開発がどんどんされてしまう場合というのは、処分庁としては、何も手を出せない存在ということなんですか。

**【大辻委員】**

うーん、ちょっと若干本件から内容が離れているご質問、一般的なことをお聞きになっているんですかね。

**【審査請求人A】**

これは、開発許可をもうせざるを得ないということなんですよね。きっと処分庁さんとかは。

**【大辻委員】**

そうです。法律の基準に適合していれば。

**【審査請求人A】**

そうしたら、今回の開発の許可の取消しとか取り消さないとかの件を、こう言っちゃ駄目なんですかけれども置いておいて、こういった場合に何か意見が少しでも通るような方法というのは、何かあれば教えてほしいんですけれども。

**【大辻委員】**

審査請求人Aのご意見に沿って、何かやってもらえないかというご趣旨の質問ですか。

**【審査請求人A】**

やってもらえないかという・・・そうですね。例えば今回土地を買えなかった部分があるとか採算の都合、何ていったかな・・・いろんな材料がすごく高くなって

いる関係で、今回の開発計画にしたんだということをあちこちから聞いて知っているんですけども、普通そちらの開発する側の事情でそういうふうになってしまっているところで、開発としても違法じゃないので許可を下ろすしかないというところで、こういう本当に隣に高い建物が建ってしまう。建て方の工夫もちょっとも考えてもらえないというところで、少しでもやり方を考えてもらえるようにするのは、どうしたらいいのかなと思っているんですけども。

**【大辻委員】**

うん。今のご意見なんですかね。ちょっと処分庁に聞いても答えられないと思うので。

**【審査請求人A】**

ああ、そうなんですね。はい。

**【大辻委員】**

先ほどもおっしゃっていた法律上の基準に適合していれば、許可を出さなきゃいけないというのが処分庁の立場ですから。開発者にこうしてほしいというのは、何ていうか、そういう仲介ができないかというね・・・それは開発会社に直接お願いするしかないものですから。

**【審査請求人A】**

武田不動産と第一開発に・・・

**【大辻委員】**

第一建設ですね。はい。

**【審査請求人A】**

多分個人で言っても、きっと、ああそうですね、で推し進められるような気がするんですけども、それはもうどうしようもないということですか。

**【大辻委員】**

ちょっと審査庁の立場で何か申し上げようがないんですが、それは。こうしたほうがいいですよとかという助言はここではできないので。

**【審査請求人A】**

じゃ、すみません。今日、イメージとしては、いろんな専門家がいて、いろんな決める権利を持っている方たちが集まって、話を聞いてくれるところだと思っているので、そういういいお知恵を私よりも知っていると思うので、何かあったら聞きたいなと思っているんですけども。

【大辻委員】

この手続は、不服審査請求に対しての審査請求を判断するために集まっているところでして、我々としては、審査請求人である審査請求人Aにも処分庁にも中立な立場で判断することになるんです。なので、ちょっとここで何か審査請求人Aにご助言を差し上げるということにはできないんです。

【審査請求人A】

分かりました。はい。

【大辻委員】

よろしいですか。

【審査請求人A】

はい。

【大辻委員】

処分庁からほかに何かありますか。

【処分庁】

宅地課指導係長です。

特にございませぬ。

以上です。

【大辻委員】

分かりました。

それでは、審査請求人ご本人からと処分庁の双方からの意見陳述が終わりましたので、本日の口頭審理、審査請求書、弁明書の内容を審議し、裁決を行います。

これについて、後日、審査請求人、処分庁に対し通知をさせていただきます。

それでは、審査請求人と処分庁は退室をしてください。

【審査請求人A】

ありがとうございました。

【事務局】

ただいまから、都市計画法第50条第3項の規定により、審査請求に係る公開の口頭審理を始めさせていただきます。

なお、会議録を作成する関係で、この口頭審理は録音させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、櫻井会長よろしくお願いいたします。

【櫻井会長】

本日は、大変暑い中ご参加いただき、ありがとうございます。

それでは、初めに審査会の委員を紹介させていただきます。

私の右側から大辻委員、お隣が田中委員です。それから、左側に寺木委員、そして中山委員です。私は、会長の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、船橋市開発審査会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、本日の審査会の会議録署名委員を大辻委員と田中委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【櫻井会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより口頭審理を始めさせていただきます。

まず、審査請求人側の方のご住所、ご氏名を申し述べてください。

《審査請求人が住所・氏名を述べる》

【櫻井会長】

ありがとうございます。

続きまして、処分庁側の方の所属、職名、氏名を申し述べてください。

《処分庁が（建築部長・宅地課長ほか4名）職・氏名を述べる》

【櫻井会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまからこの口頭審理を円滑・迅速に行うに当たっての遵守事項を審査請求人及び処分庁に申し添えます。

この公開による口頭審理は、本件審査請求に関する裁決を行うに当たっての前段階として行うものであり、今までの書面での主張について口頭にて陳述させ、必要があれば、その正確な趣旨や真偽のほどなどを直接確認し、または釈明を求めることにより、審査請求人らの手続上の権利保障を厚くし、さらに公開により審理の公

正妥当を期するために行うものであります。

そして、本審査会では、審査請求書、弁明書の各書面については既に読んでおります。つきましては、今までの書面での主張を補完する事項で申し述べたいことについて陳述していただきます。

なお、相手方への直接の質問はできません。また、発言に当たりましては、審査会の許可を得て、氏名を述べてから発言していただきたいと存じます。

また、本件口頭審理は約40分程度を予定しておりますので、要点を整理し、簡潔に申し述べてください。

傍聴人の方がいらっしゃいます。

傍聴人にお伝えいたします。傍聴人は発言できないことになっております。また、事前にお渡ししてある注意事項を遵守し傍聴してください。

それでは、これ以降の進行につきましては大辻委員、よろしくお願いいたします。

#### 【大辻委員】

では、最初に船橋市開発審査会から審査請求人Bに幾つか確認をしたいことがあります。

審査請求人Bが作成された審査請求書の控えは、お手元にありますか。請求書の控えをお持ちですか。

#### 【審査請求人B】

私が出したものでしょうか。

#### 【大辻委員】

はい。

#### 【審査請求人B】

今日は持ってきていないですけれども・・・

#### 【大辻委員】

持ってきていないですか、分かりました。

#### 【審査請求人】

内容は大体分かっていますので。

#### 【大辻委員】

では、内容を口頭で読み上げながら確認させていただきたいと思います。

まず、審査請求の趣旨としては、令和4年5月30日付で船橋市宅指令第17号で船橋市長がした武田不動産株式会社、第一建設株式会社に対する都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可処分、これの取消しを求めるということで間違

いありませんか。

よろしいですか、今の趣旨で。

**【審査請求人B】**

はい。

**【大辻委員】**

次に、審査請求の理由の記載についてちょっと確認したいんですけれども、本来この審査請求の理由というのは、取消しを求める具体的な事実関係とか法的根拠というのを記載していただく必要があるんですけれども、審査請求人Bの審査請求書では、審査請求人は宅地開発区域の隣接地に居住しており、開発が行われると、審査請求人の居住地の敷地よりも1メートル近く隣接地が高くなり、さらにその上に19区画の住宅を南側に向けて建築する予定になっている。建物高さ制限を設けたとしても、審査請求人宅よりも高い建物が建つことになり、日照障害、圧迫感、風通しの問題等、環境の悪化が懸念されると、以上の点から本件処分の取消しを求めるため、本件申請書を提起したとあります。

審査請求に関しては、審査請求人の法的な権利が具体的に侵害されるというご主張が必要になるんですけれども、ここではちょっとそこがあまり明確になっていない気がするんですね。で、ご趣旨としては、ですから、この開発許可処分に係る造成計画とか建築計画がもともと基準に適合していないのに、処分の許可がされたと。それによって、審査請求人Bのお宅の日照障害とか圧迫感とか風通しの問題から、ご自身の環境、住環境という権利が侵害されるというようなご主張になるということで、よろしいですかね。

**【審査請求人B】**

そうですね。

**【大辻委員】**

はい。分かりました。では、確認事項は以上です。

それでは、審査請求人である審査請求人Bにおいて、審査請求書の内容等について補完することで、おっしゃりたいことがあればお願いいたします。

**【審査請求人B】**

まず、先日弁明書のほうを頂きまして、いろいろと細かく内容のほうを吟味させていただいたんですけれども、確かに法律上問題ないといえば問題ないんですけれども、ただ私が言いたいのは、本来これ妥当な言い方かどうか分からないんですけれども、本来、あの畑の場所を2メートルもの宅地造成をする必要があるものかどうかというのは、私も宅地造成自体は反対ではないんですよ。ただ、せいぜい私の家の敷地ぐらいの高さで対応を取れないのかどうか。わざわざ高くしなきゃい

けないのか。で、なおかつ高くしなくても建物は建てられるはずなんですよ。要は宅地造成をそんなに高くしなくても、技術的に。いろいろその筋の建設会社にも聞いてみたんですけれども、そこまでしなくてもやる方法が幾らでもあるはずだというんですね。何でそこまでやらなきゃいけないのか、その原因がよく分からないんですよ。

そういうのもありまして・・・要は先ほどもお話ししたように宅地造成自体は反対しているわけではないので、要は私がネックになっているのは、ここにも書いてある高さの問題なんですけれども、一応業者の言うには、私の家より80センチほど高くなるという話なんですけれども、これ実際、間違いはないですかね、80センチという高さは。

**【大辻委員】**

ああ、すみません。計画の内容については、こちらではちょっと分かりかねます。

**【審査請求人B】**

いや、そこがちょっと一番大事なところなんですけれども・・・まあ、いや。じゃ、それは別として。要は、うちはそこのところなんです、本当は。

**【大辻委員】**

はい。といったところでよろしいですか。

**【審査請求人B】**

変な話で、総論賛成、各論反対というような感じなんですけれども。

**【大辻委員】**

はい。

**【審査請求人B】**

で、あと1点ですね、ちょっと私思うには、やっぱり業者が宅地開発するときに、周りの地権者の承諾を取っているんですよ。ということは、反対している地権者の意見も多少は聞いてもらってもいいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

**【大辻委員】**

どうなんでしょうとは。

**【審査請求人B】**

いや、結局今回は無視ですよ。多少なりとも聞いていただいてもよろしいかと思うんですけれども。



【大辻委員】

それは開発者に、そうしてくれたらよかったのというご意見ですか。

【審査請求人B】

いやいや、結局同意を取って、こちらに出しているわけですよね。誰が同意していて、誰が反対しているのかというの・・・地権者の方の。

【大辻委員】

うん。だから、それは開発業者がそうしているということになるんですか。

【審査請求人B】

そうですね。

【大辻委員】

うん。それは、何ていいますかね、処分庁は、その開発許可申請に対して、法的基準に適合しているかどうかを判断して許可を出しているわけですので。

【審査請求人B】

同意を取っているというのは、どういうことですか。

【大辻委員】

同意を取っているというのは、基準とは関係がないということですね。

【審査請求人B】

努力義務にしても、あれ同意を取っていますよね。

【大辻委員】

いや、それは分かりません。

【審査請求人B】

えっ、分からないというのはどういうことですか。

【大辻委員】

地権者の同意を取っているかどうかというのは、こちらでは分かりかねますので。

【審査請求人】

だって開発許可申請を出すときは、それ一緒につけて出しているはずですよね。それ違うんですか。ちょっと私、意味よく分からないんですけども・・・開発業

者が工事に入る前に、隣接地の地権者の同意を一軒一軒取っているはずなんですよ。

【大辻委員】

はい。

【審査請求人B】

それは、こことは関係ないんですか。

【大辻委員】

ここというのは、要するにこの不服審査請求とは関係があるのかということですか。

【審査請求人B】

そうです。

【大辻委員】

それは関係がないです。

【審査請求人】

関係ないんですか。

【大辻委員】

うん。審査請求の内容が理由があるかどうかを判断するのがこの手続です。

【審査請求人B】

ああ。ですから、結局こちらが反対していても、結局何のリアクションもないので・・・

【大辻委員】

誰がですか、誰がリアクションないんですか。

【審査請求人B】

行政のほうから・・・ちょっと待ってください。私の考え方が違うのかもしれないですけども、結局、地権者の同意を取っていたわけですよ。だから、同意とか反対しているその内容というのを、全部こちらの行政のほうに行っているかと思ったんですけども、それは違うんですか。

【大辻委員】

違うのか、誰に確認しているのですか。

【審査請求人B】

・・・

【大辻委員】

違うのかというのは、誰に確認されているのですか。

【審査請求人B】

いやいや、私の考え方が違うんですか。ちょっと話がかみ合わないんですが。

【大辻委員】

今、申し述べていただくべきことというのは、審査請求人Bが出された審査請求について、何か補完されることがあるのであればおっしゃってくださいという、意見陳述の手続なんです。そちらについて質問されても、ちょっと答えようがないので。

【審査請求人B】

それは、これとは関係ないんですか。

【大辻委員】

いや、だから質問なんですよ。意見を述べていただけますか、質問ではなくて。

【審査請求人B】

じゃ、私の今の話は関係ないよということですか。

【大辻委員】

いや、ですから意見を述べていただけますか。

【審査請求人B】

あのすみません。そうなる・・・同意を取るとか関係ないわけ、要は。

【大辻委員】

あのですね、不服審査請求というのは、基本的に書面で主張を出していただいて、弁明書が行きます。それに反論があれば、反論を書面にしていただいて、口頭審査というのは、その出された書面について何か補完をすることがあれば何うという手続なんです。

【審査請求人B】

だから、私の今の話は、この場では関係ないんですよね。違くだらうということですね。

**【大辻委員】**

だから、審査請求書に書かれていることで何か補完されることをおっしゃってくださいというふうに、こちらが申し上げているので・・・

**【審査請求人B】**

・・・じゃ、いいや。分かりました。

**【大辻委員】**

よろしいですか。

**【審査請求人B】**

ともかく、いずれにしても先ほど言ったように、要は私の問題としましては、高さの問題だけなんですよ。ですから要はそれを本来であれば、せいぜいうちぐらいの高さにしてもらえれば、ありがたいと思ったんですけれども。

**【大辻委員】**

というご意見として伺いますが、いいですか。

はい。分かりました。

**【審査請求人B】**

一応その点だけなんです。一番、私のほうでお願いしたいことです。

**【大辻委員】**

はい。分かりました。

処分庁から何か意見ありますか。

**【処分庁】**

宅地課指導係長です。

審査請求というものは苦情、要望ではなくて、行政庁に対して、違法だとか不当な処分によって自己の権利もしくは法律上保護されている権利、あるいは保護、利益を侵害されたとか、必然的に利益を侵害されるおそれがある場合に審査請求ができるものと考えております。

したがって、処分庁としましては、法33条1項7号、いわゆる造成計画に関しましては許可基準に適合しており、かつ申請手続が適法な場合は許可しなければならないというふうに判断をしております。

それに伴って、処分書、いわゆる審査会のほうにお出しした処分書に関しましては審査会自身にて、ここにいらっしゃる審査会自身に関しましては地方公共団体の執行機関の附属機関に過ぎないため、特に処分上の実務に携わっている方だけの

認識ではなく、そちらのほうに弁明書を出して、不当・違法ではないという証明を弁明書の中で処分庁としては行いました。

以上です。

**【大辻委員】**

はい。分かりました。

各委員から、請求人、または処分庁に対して、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。はい。

審査請求人Bから、ほかに何かございますか。

**【審査請求人B】**

私のほうでは、特にありません。

**【大辻委員】**

はい。分かりました。

処分庁から何かありますか。

**【処分庁】**

宅地課指導係長です。

特にこれ以上ございません。

**【大辻委員】**

はい。分かりました。

それでは、審査請求人及び処分庁の双方からの意見陳述が終わりましたので、本日の口頭審理、審査請求書、弁明書の内容を審議し、今後裁決を行います。

これについては、後日、審査請求人と処分庁に対し通知をさせていただきます。

それでは、審査請求人、処分庁、あと傍聴人は退室をお願いいたします。

(第2号議案の審議以降 非公開)

